

学校いじめ防止基本方針

—広畠中学校基本方針—



校章は私たち広畠中学校のシンボルであり、全校生徒の精神的なよりどころです。鳥は平和の象徴としての鳩であり、愛の表現でもあります。星は宇宙を示すとともに真理を意味します。中の字の中央の棒はペンであり学問を表します。すなわち人類愛にもえる私たちが真理と平和をめざして勉学する姿の象徴が校章です。

1 本校の方針

本校は、社会の一員としての自覚をもち、自立し、より良い生き方ができる生徒の育成を目標とし、「強き（健康）、明るき（明朗）、正しき（正直）、やさしき（従順）、しんぼう強き（忍耐）」の五本の木を校訓としている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう教職員が生徒とともに、いじめ防止に向け人権尊重の校風を醸成する。いじめを生まない土壤と絆づくりを図りながら、いじめをしない・許さない学校づくりを推進する。そのために、日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの理解

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、以下の基本的認識を教職員が共有し、いじめ防止、解消にあたる。

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等は、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを黙認しまう傍観者の存在がいじめを助長するため、傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- (7) いじめでは、加害生徒への個別の指導と並行し、加害・被害生徒が所属する集団への指導を行い、いじめを助長する行為や加害の広がりを防止することが重要である。

3 いじめ防止等に向けた取り組み

いじめの問題の克服に向けて、学校においては、教育活動全体を通じて取り組む必要があり、「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめの問題への理解」の4点を重点的な取り組みとする。

- (1) 生徒が主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動をすすめ、生徒が自分で判断し行動することを習得させる。（個の成長）
- (2) 互いを尊重しながら成長しあうことが大切であることを生徒に理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める。また、外部講師を招

聘し、いじめ防止ワークショップや情報モラル教室を行い、インターネットを通じて行われるいじめ防止にも努める。（豊かな人間関係）

- (3) いじめの問題は当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめはいじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。（豊かな人間関係）
- (4) いじめの早期発見のため、毎日、生徒の連絡ノートの日記欄に学級担任が目を通し、生徒の内面理解に努め、記載内容によっては、直接生徒本人と面談を行う等相談しやすい環境づくりを行う。また、学期に1度は教育相談日を設けるとともに、生活アンケートを実施する。（組織的な取組）
- (5) いじめの疑いを把握した場合は、問題を軽視することなく早期対応に努め、その情報を、学年、生徒指導担当、管理職に伝え、生徒指導担当を中心にいじめ対応チームを設置し、事実関係の把握、被害生徒の心情に寄り添った対応、加害生徒等関係者への指導方法を検討し、役割分担を明確にして問題の解決に向けて組織的に対応する。また、市教育委員会、関係機関とも連携し、指導助言等による支援のもと、迅速に問題の解決にあたる。（組織的な取組）
- (6) いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信が持てるよう、生徒の心情に寄り添い支援を行う。保護者には早急に面談し、事実関係を伝え、今後の対応について協議を行う。（組織的な取組）
- (7) いじめを行っている生徒から状況等を十分に聞き取り、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが人権侵害にあたることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。（組織的な取組）
- (8) いじめの指導後も継続して該当生徒の生活の様子や人間関係等について観察を行うとともに、被害生徒への声かけや保護者との連携等を行うなど、いじめ問題の再発の防止と生徒・保護者への支援に努める。（組織的な取組）
- (9) 複雑化、多様化するいじめの現状の理解やいじめの問題への適切な対応のための校内カウンセリング研修を年2回実施する。また、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（いじめの問題への理解）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

(2) 重大事態への対応

直ちに、市教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。詳細については、兵庫県いじめ防止基本方針「第5 重大事態への対処」に準じて対応する。

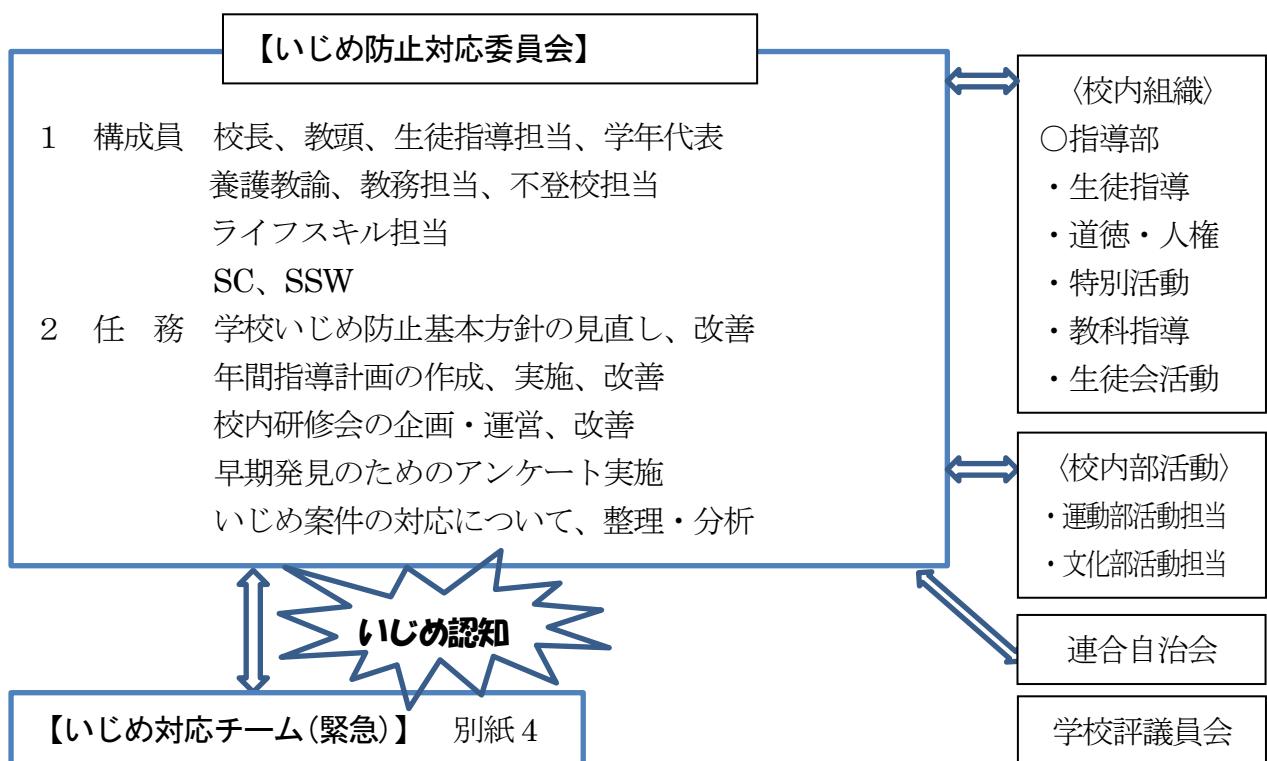
5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまで情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会や地域での会合などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、本取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、結果を踏まえてその改善に取り組むなど地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうる」、「けんかやふざけあいであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する」との認識のもと、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・許さない」という強い意志において、組織的な対応を行う。
- 2 いじめ問題へ組織的に対応をしていくため、「いじめ防止対応委員会」を設置する。また、いじめと疑われる案件を認知すれば、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を緊急に発足する。
- 3 「いじめ防止対応委員会」を中心とし、特定の教職員がいじめ問題を抱込むことのないように、全体で共通理解をはかり、報告・連絡・相談を確実に行い迅速で適切な解決を図る。
- 4 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対応委員会」は、いじめ問題への対応の分析を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた対応を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



未然防止(自己有用感・規律・学力)	早期発見(信頼関係・気づき力・連携力)
<ul style="list-style-type: none">○ 教科指導の充実○ 特別活動の充実○ 教育相談の充実○ 道徳人権教育の充実○ 情報教育の充実○ 保護者地域との連携○ 部活動指導の推進○ ライフスキル教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 情報の収集○ 相談体制の確立○ 情報の共有

【別紙2】

早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ※授業中、教職員に見えないようにメモを回したりしている

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- ※1人で自分の席から動かないでいる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

※ 本校独自のチェック項目

【別紙3】

年間指導計画

月	前後	職員会議・研修等	未然防止	早期発見	保護者・地域
4月	前	いじめ防止対応委員会 [会議] いじめ対応職員研修	学級開き		
	後				
5月	前	ライフスキル研修①		家庭訪問	
	後			教育相談①	
6月	前		小中情報交換①		
	後		ライフスキル授業①		
7月	前	いじめ防止対応委員会 [定期会議]	情報モラル教室	いじめアンケート① 教育相談② 三者懇談①	学校評議員会①
	後	綱紀粛正等①			
8月	前				
	後	カウンセリングマインド研修			
9月	前				
	後		地域啓発活動		地域啓発活動
10月	前		健全育成講座		
	後	ライフスキル研修②			
11月	前		ライフスキル授業②		
	後			教育相談③ いじめアンケート②	環境浄化研修会
12月	前	いじめ防止対応委員会 [定期会議②]			学校評価① (自己評価)
	後	綱紀粛正等②	情報モラル教室 薬物乱用防止教室	三者懇談②	
1月	前	ライフスキル研修③			
	後				
2月	前		健全育成講座		
	後		ライフスキル授業③	教育相談④ いじめアンケート③	学校評議員会② 学校評価② (関係者評価)
3月	前	いじめ防止対応委員会 [会期延長・改善]	小中情報交換②		
	後	いじめ防止対応委員会 [次年度計画作成]		学年末懇談会	

いじめを認知したときの組織的対応

【いじめ対応チーム(緊急)】

1 構成員：校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学年代表
当該学級担任、当該部活動顧問、当該学年職員、SC、SSW

2 任 務：迅速かつ適切な解決のために調査・報告・相談・支援・指導を行う

(1) 調査班(当該学年職員、当該部活動顧問 等)

事実確認、アンケート調査 等により情報収集と記録

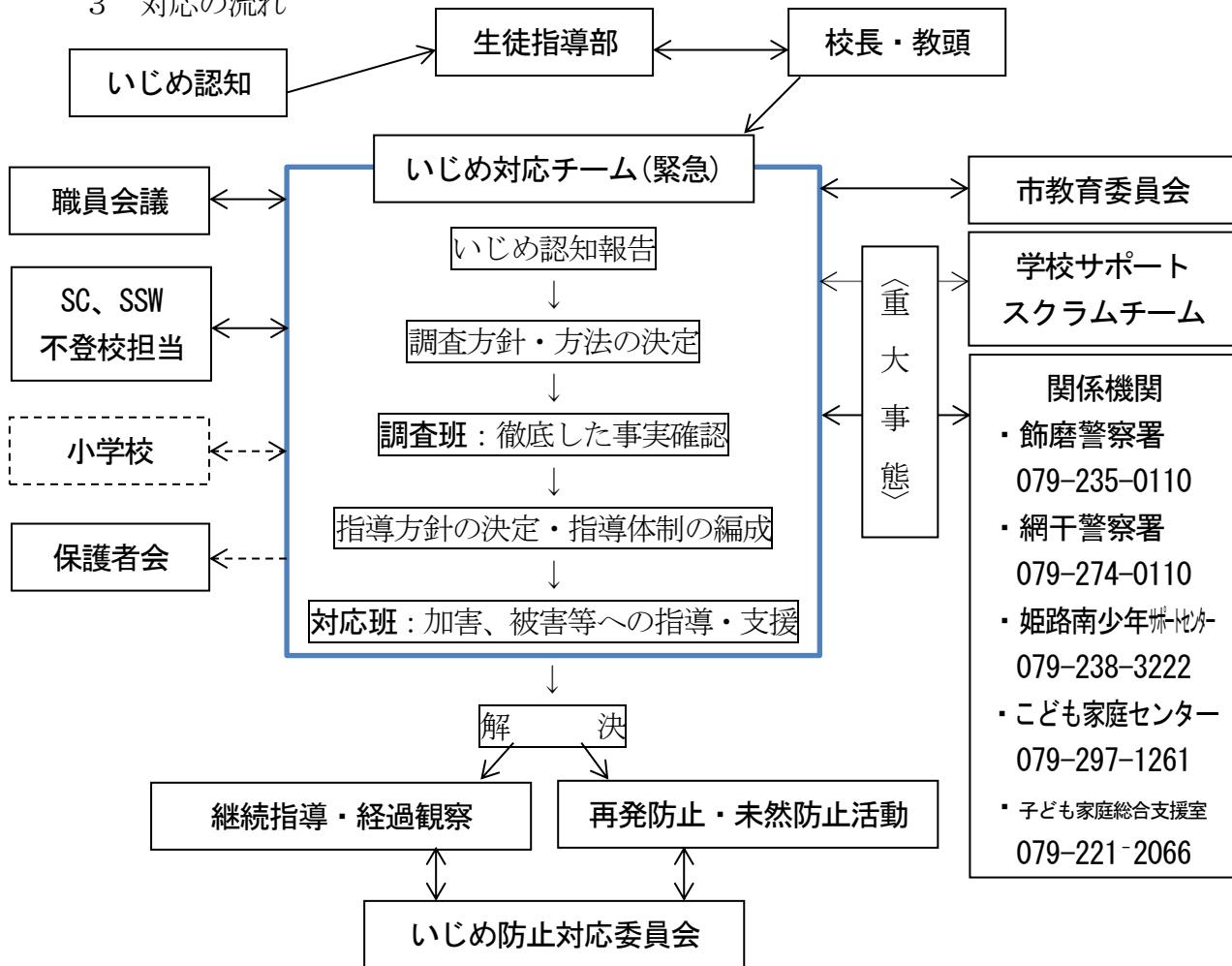
(2) 対応班(当該学年代表・担任・顧問、生徒指導担当、養護教諭 等)

加害者・被害者・保護者への指導・支援

マスコミ窓口：管理職

関係機関連携窓口：生徒指導担当

3 対応の流れ



- ※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向にも配慮する。
- ※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取る。また、聞き取り内容について周辺生徒からも状況を聞き取る。聞き取り・指導等複数の教職員で当たる。
- ※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。また、情報源の生徒を保護（事後のフォロー）する。
- ※指導後も観察を行い、3か月以上いじめがないことを本人及び保護者に確認する。

[参考]

いじめの定義 (平成18年文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判定は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめ防止対策推進法 (平成25年6月28日公布、9月28日施行)

いじめの定義

◎ この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

学校が実施すべき施策

◎ 学校は、「**学校いじめ防止基本方針**」を定める。（第13条）

◎ 学校は、**いじめ防止等の対策のための組織**を置く。（第22条）

例：委員会：校長、教頭、生徒指導担当(生徒指導部)、養護教諭、各学年代表、

SC、SSW

緊急対応チーム：発生認知1件ずつに応じ、委員会メンバー+担任(部活動顧問)
学年職員等（必要に応じ）

【委員会】

- ① 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② 相談・通報の窓口 ⇄ 関係機関



【緊急対応チーム】

- ①情報収集と記録、共有 ⇄ 関係機関
- ②緊急会議を開催し、調査・指導・支援、保護者連携
【調査班】と【対応班】を設ける。

重大事態とは、

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（年間30日を目安とする）

重大事態発生時（学校の設置者または学校）

- ◎ その事態に対し、及び同種の事態の発生の防止のため、速やかに**調査組織**を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にする調査を行う。（第28条①）
- ◎ 調査を行えば、被害生徒とその保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。（第28条②）

いじめアンケートについて

1 実施者と時期・回数

学級担任 3回／年

2 アンケートの方法及び管理

学級担任

アンケート用紙を配布し、生徒に記入させる。用紙を生徒全員から回収する。

全員の教育相談を行い、アンケート内容について確認する。いじめの疑いに関する情報は、生徒指導部へ報告する。また、学校・生徒・保護者で話し合いを持つ。

アンケート用紙は、学級ごとのファイルに生徒ごとに3回分すべてを保管する。相談・聞き取り内容も記録に残し、保管する。学級ファイルは、教育相談ボックスに保管し、進級後も過去の記録を参照できるようにする。また、卒業生については卒業後1年間保管する。

※ファイル表紙には、令和〇年度 第〇学年 △組 担任〇〇 を記す。

令和 年 月 年 組 番 名前 _____

皆さんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことがありませんでしたか。

いじわるや嫌なことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりした人は、どうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをします。

これから質問するのは、いじわるや嫌なことをされた体験についてです。

いじわるや嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今年の9月から学校の友だちのだれかに、次のようなことをされたことがありますか。①から⑩のそれぞれについて、(ある) か (ない) に、一つずつ○をつけて下さい。

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。

(ある) (ない)

② 仲間はずれ、無視されたりした。

(ある) (ない)

③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。

(ある) (ない)

④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりした。

(ある) (ない)

⑤ お金をとられたり、盗まれたりした。

(ある) (ない)

⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。

(ある) (ない)

⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりした。

(ある) (ない)

⑧ インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた。

(ある) (ない)

⑨ 友だちがいじわるをされたりやイヤな思いをしたりしているのを見たことがある。

(ある) (ない)

⑩ 部活動の中で①～⑨のことをされた、またはされているのを見たことがある。

(ある) (ない)

アンケート内容から本人の**教育相談**をおねがいします。**教育相談**の結果、「いじめ」(定義の下、当事者・保護者も認識がある)である件数を記入ください。
 「いじめ」であれば、速やかに生徒指導担当に報告すると同時に別紙1を記入してください。
 (発覚、教師が認知した時に速報で市教委へ報告します。いじめ対応チーム発足)
 *不明な点は生徒指導担当まで。
 *「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会 配布分)を読み、備えをお願いします。

いじめの認知件数等

(1) いじめの認知件数(令和2年度当初から、今回の調査の時点まで)	<input type="text"/> 件
(2) 上記(1)のうち、いじめが解消しているものの件数	<input type="text"/> 件
(3) 上記(1)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<input type="text"/> 件
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	<input type="text"/> 件
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<input type="text"/> 件
④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	<input type="text"/> 件
⑤ お金をとられたり盗まれたりした。	<input type="text"/> 件
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<input type="text"/> 件
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<input type="text"/> 件
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<input type="text"/> 件
⑨ その他	<input type="text"/> 件
(4) 上記(1)のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数(<u>具体的な内容を事案ごとに回答票C-Ⅱに記述</u>)	<input type="text"/> 件
(5) 上記(4)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<input type="text"/> 件
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	<input type="text"/> 件
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<input type="text"/> 件
④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	<input type="text"/> 件
⑤ お金をとられたり盗まれたりした。	<input type="text"/> 件
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<input type="text"/> 件
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<input type="text"/> 件
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<input type="text"/> 件
⑨ その他	<input type="text"/> 件

アンケートの集計結果は不要です。いじめとして認知した件数です。

アンケートで「新規のいじめ」として上がりましたら記入後 「生徒指導」まで

月別いじめの詳細について (R 年度)

別紙1

学校名	学校	月
-----	----	---

1 態様

区分	分 (複数回答可)	○印
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		
仲間はずれ、集団による無視をされる。		
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
お金をとられたり盗まれたりした。		
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。		
その他		

2 関係児童生徒

	年・組	氏名		
被害 児童生徒				
加害 児童生徒				

3 いじめの状態

- ・どんないじめが行われているのか、いつ頃からはじまったのかなど、いじめの状態について記述してください。

4 学校としての対応

- ・担任やカウンセラー等、学校としてのかかわりや、家庭との連携、市教委や関係機関との連携（ある場合は）等、学校としての対応について記述してください。なお、対応における問題点もあればあわせて記述してください。